

令和元年度

財政援助団体等監査報告書

三田市監査委員

三 監 第 117 号
令和元年11月1日

三田市長 森 哲 男 様

三田市監査委員 島 康 雄

同 竹 本 昌 弘

財政援助団体等監査報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等に対する監査を実施しましたので、同条第9項の規定に基づきその結果に関する報告書を提出します。

令和元年度 財政援助団体等監査報告書

第1 監査の種別

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項による監査）

第2 監査の対象

次に掲げる補助事業者に対する主として平成30年度の財政援助に係る出納その他の事務の執行及びこれに対する財政援助等に係る部署

1 補助事業者 ※「」は補助事業名

(1) 三田市商工会

「三田市創業支援事業補助金」

「三田市地域産業振興事業費補助金」

「三田市市街地賑わいイベント事業補助金」

2 対象部署

(1) 地域創生部産業戦略室産業政策課

第3 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査して、その有効性を評価するとともに、財政援助に係る事務が関係法令等に準拠して、適正で効率的かつ効果的に行われているかについて、証ひょう書類等を突合する等監査手続を通じて検証することを目的とする。

第4 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を下記のとおり設定する。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 補助金の交付に係る事務処理が適切になされないリスク	ア 補助金の交付に係る根拠規定はあるか。また、根拠規定において、補助事業の目的及び内容、補助事業者、補助金の額並びに補助金が充当できる経費は明確に規定されているか。 イ 補助金の交付に係る交付決定、実績報告の審査及び確定通知等の一連の事務処理は、適正に行われているか。 ウ 補助金の確定前交付が行われているものについて、その必要性が認められるか。 エ 補助事業者に対して、必要な指導監督等が適時に行われているか。

(2) 補助事業者における事務処理が適切になされないリスク	<p>ア 補助金の交付に係る交付申請、実績報告等の一連の事務処理は、適正に行われているか。</p> <p>イ 所管部署に提出された補助金等の交付申請書、実績報告書等と補助事業者における事業計画書、予算書及び決算諸表等は整合しているか。また、実績報告書は補助事業の実施内容、効果等が確認できるようなものとなっているか。</p> <p>ウ 補助事業者における事務処理が適正に行われるように内部統制が構築されているか。</p>
(3) 補助金が補助事業以外の事業等に流用されるリスク	<p>ア 補助金が充当されている経費の領収書等の確認は適正に行われているか。</p> <p>イ 補助金が充当されている経費の内容は補助事業の目的、内容等に照らして適正なものとなっているか。</p>
(4) 補助事業の公益性、必要性、有効性、公平性等が失われているリスク	<p>ア 補助事業の内容に必要性、有効性、公平性等が認められるか。また、他の事業との重複、類似していないか。</p> <p>イ 補助金等見直しガイドライン(平成28年5月財政課)に照らして適正なものとなっているか。</p>

第5 監査の方法

監査の実施に当たっては、関係資料の提出を求め、点検・照合するとともに、これまでの監査、検査、審査の結果を踏まえ、必要に応じて関係職員からの説明を聴取しました。

また、監査委員事務局職員による予備調査を実施する等の事前準備を行いました。

これらの実施に当たっては、監査の着眼点毎に、内部統制の整備状況及び運用状況確認の観点により監査手続を試査により実施するとともに、リスクの程度に応じ、試査により実証的監査手続を実施しました。

第6 監査の期間

平成31年4月26日から令和元年10月30日まで

第7 監査の結果

財政援助に係る出納その他の事務の執行については、法令等に基づき、概ね適正に処理されていると認められましたが、後述の勧告事項については、速やかに、その改善等の措置を講じてください。

なお、勧告事項は、監査開始時点のものであります。

(注) 文中及び表中の計数(金額及び比率等)については、原則として、表示単位未満を四捨五入しています。
ただし、表示単位が千円であっても0円は「0円」と表示しています。
また、合計と内訳の計及び差引が一致しない場合があります。

1 三田市創業支援事業補助金の概要

(1) 補助事業名

三田市創業支援事業補助金

(2) 補助対象事業

三田市創業支援事業計画に基づき実施される事業及び創業者又は創業希望者を支援する事業

ア 創業支援事業計画に基づく創業支援事業。ただし、次に掲げるものを除く。

- ・フォローアップ事業に関し、創業者に該当しないもの
- ・相談事業に関し、創業者又は創業希望者に該当しないもの

イ その他市長が創業者及び創業希望者を支援すると認める事業

(3) 補助対象団体等

ア 対象団体

公益社団法人若しくは公益財団法人又は商工会

イ 目的

市内における創業を促進して開業率の向上を目指すとともに、創業した者を支援・育成し、地域の活性化及び雇用の確保を実現すること

(4) 事業の実施状況

ア 事業内容

内容	日程・回数等	延べ人数等
実践創業塾開催事業	[日時] 平成30年7月14日、15日、21日、28日 平成31年2月2日、10日、16日、23日 [時間] 13:30～17:30 ※7月28日と2月23日は18:30まで実施	38人
経営指導による相談及び指導	随時実施	318件
創業支援セミナー開催事業	[日時] 平成30年12月3日、5日、11日、13日 [時間] 18:30～21:00	23人
創業つながりカフェ開催事業	[日時] 平成30年11月25日、平成31年2月10日	19人
創業者へのフォローアップ事業	随時実施	
創業支援事業の啓発	創業支援事業や創業支援に関する諸制度のチラシの作成	

(5) 補助の対象となる経費及び補助金の支出状況

ア 補助の対象となる経費

人件費（福利厚生費等を含む。）
報償費
旅費（泊付を除く。）
需用費
役務費
委託料
使用料及び賃借料
その他市長が必要と認める経費

イ 補助率

補助対象経費の10分の10以内

ウ 補助金の支出状況（単位：千円）

支出額	平成30年度
	10,465

(6) 勧告事項

ア 実績報告時における確認について

補助金等交付に関する手引(平成25年3月財政課)において、原則として実績報告に係る「決算書又は精算書」には、補助対象経費の支出状況が確認できる書類(領収書の写し、決算書の支出科目明細など)を添付させて実績報告の内容を審査しなければならないものとされているところ、領収書の写し等を用いての確認がなされていませんでした。

については、実績報告の内容審査については領収書の写し等を用いて実施してください。

イ 補助事業者における実績報告について

実績報告時に添付されていた収支決算書(明細)中、総事業費として計上されている労務管理費及び事務所等管理費の積算根拠を確認したところ、計算誤りなどが見受けられました。

また、同報告時に事業内容別収支決算書として、事業内容ごとに経費の精算が行われているものの、経費の計上先に誤りが見受けられました。

適正な補助金等の執行の観点から、積算となる根拠資料の確認を行うとともに、事業ごとの収支を適切に記載するよう補助事業者に対して指導してください。

2 三田市地域産業振興事業費補助金の概要

(1) 補助事業名

三田市地域産業振興事業費補助金

(2) 補助対象事業

市内産業の振興を図るために実施する事業

ア 市内商工業者の振興

- (ア) 市内の商工業者の相談及び指導に係る事業
- (イ) 市内の商工業者への講習会又は講演会の開催事業
- (ウ) 市内の商工業者に関する調査研究事業
- (エ) その他市内の商工業者の振興に係る事業で市長が必要と認めるもの

イ 市内産業の活性化

- (ア) 市街地賑わいイベント事業等の企画運営に係る事業
- (イ) 商店街が実施するイベント事業等に係る調整・指導事業
- (ウ) 商店街等の振興に係る事業（空き店舗対策を含む。）
- (エ) 三田市ツーリズムに係る事業
- (オ) 商店街の連携強化支援に係る事業
- (カ) 商店街の活性化リーダーの育成、活動支援に係る事業
- (キ) 商業振興に向けた他都市とのネットワーク構築に係る事業
- (ク) 三田市及び商店街の情報発信に係る事業
- (ケ) その他市内産業活性化を図る事業で市長が必要と認めるもの

(3) 補助対象団体等

ア 対象団体

商工会

イ 目的

市内産業の振興を図り、事業者の持続的発展、ひいては地域経済の活性化を実現すること

(4) 事業の実施状況

ア 事業内容

内容	日程・回数等	延べ人数等
個別指導結果の分析・報告	巡回指導：1,093件/年 窓口指導：848件/年	
講習会等の開催による指導	集団指導：16回/年 [指導分野：経営革新・経営一般・情報化・金融・税務・取引・その他]	208人
伴走型小規模事業者支援事業	市内2,299事業所に対しアンケート調査・報告 「内容：業況、売上高、仕入高、採算、設備、資金繰り、事業承継」	[回答数] 463社

青年部事業		
(ア) 雇用に関する事業	日時：平成30年7月25～31日 対象：9事業所延べ14回 内容：トライアル就業体験	高校生 6人
(イ) 青少年育成事業	日時：平成30年8月19日・25日 内容：キッズランド事業 こども会議他 場所：郷の音ホール駐車場等	小学生 38人
(ウ) はちみつプロジェクト事業	素材：三田産はちみつ 内容：チラシ、ブランドラベル作成 蜂蜜レモネードの販売	
(エ) ハロウィンフェスティバル	日時：平成30年10月27日 11:00～19:00 場所：キッピースクエア 三田駅前商店街	約4,000人
市街地活性化事業（商店街等支援事業）	・三田バル、三田あきんどまつりの企画運営 ・まちゼミの開催等	

(5) 補助の対象となる経費及び補助金の支出状況

ア 補助の対象となる経費

人件費（福利厚生費等を含む。）
報償費
旅費（泊付を除く。）
需用費（食糧費を除く。）
役務費
委託料
使用料及び賃借料
その他市長が必要と認める経費

イ 補助率

補助対象経費の2分の1以内

ウ 補助金の支出状況（単位：千円）

支出額	平成30年度
	5,535

(6) 勧告事項

ア 実績報告時における確認について

補助金等交付に関する手引(平成25年3月財政課)において、原則として実績報告に係る「決算書又は精算書」には、補助対象経費の支出状況が確認できる書類(領収書の写し、決算書の支出科目明細など)を添付させて実績報告の内容を審査しなければならないものとされているところ、領収書の写し等を用いての確認がなされていませんでした。

については、実績報告の内容審査については領収書の写し等を用いて実施してください。

イ 補助事業者における補助金の適正な執行について

三田市地域産業振興事業費補助金交付要綱第3条において、「この要綱における補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。」とされているところ、一定の手続きが行われないうまま補助対象とならない経費が補助対象経費に含まれていました。

また、補助金等交付に関する手引き（平成25年3月財政課）において、交付申請・交付決定は、事業着手前に行うのが原則であるとされているにも関わらず、交付決定以前に使用された経費が含まれていました。

補助金の交付については、再度法令等に照らし合わせ、今後の適正執行について補助事業者に対して所定の手続き等を行うよう指導してください。

3 三田市市街地賑わいイベント事業補助金の概要

(1) 補助事業名

三田市市街地賑わいイベント事業補助金

(2) 補助対象事業

中心市街地商業の活性化を図るため、中心市街地商店街のために複数の商店街が共同で実施するイベント開催事業で、次の事業とする。

- ア 三田あきんどまつり
- イ 三田バル

(3) 補助対象団体等

- ア 対象団体
 - 三田市商工会

イ 事業目的

- (ア) 三田あきんどまつり

中心市街地商店街への集客拡大のイベントを開催し、市街地の賑わいと活性化を図ることを目的に実施。

- (イ) 三田バル

地産地消のPRをメインに飲食店をはじめとした中心市街地の商業活性化、観光客誘致や農商工間連携を目的に実施。

(4) 事業の実施状況

ア 事業内容

イベント名	日程・事業内容等
三田バル	日時：平成30年10月13日 参加店舗数：81店舗
関連イベント	
(ア) ビアガーデンイベント 三田ビアフェスタ	日時：平成30年7月15日 15：00～20：00 場所：キッピースクエア
(イ) 三田バルプレイイベント ※雨天のため中止	日時：平成30年9月8日 12：00～20：00 場所：キッピースクエア
(ウ) 三田バル昼ビアガーデン	日時：平成30年10月13日 12：00～18：00 場所：キッピースクエア
三田あきんどまつり	日時：平成30年12月15～16日 場所：三田市中心市街地商店街
商店街等における実施イベント及び全体イベント	
(ア) 駅前商店街	兵庫物産市、白バイに乗ろう！、消防車にふれてみよう、商工会女性部出店、福引大会、商店街独自イベント

(イ) キッピースクエア	コーヒー振る舞い、アンケート実施、ランナー向け抽選会
(ウ) 本町通りセンター街	市街地ふれあいマーケット、軽トラ市、集客イベント（消防車にふれてみよう！）、ぜんざいの振る舞い
(エ) 中央町2番街商店会	商工会青年部出店、福引大会、商店街独自イベント
(オ) 車瀬橋商店街	商店街独自イベント
(カ) 全体イベント	福引抽選会、クイズラリー、大道芸、スイーツイベント

(5) 補助の対象となる経費及び補助金の支出状況

ア 補助の対象となる経費

報償費
消耗品費
印刷製本費
会場設営費
広報宣伝費
役務費
委託料
使用料及び賃借料
その他市長が必要と認めた経費

イ 補助率

- (ア) 三田あきんどまつり
補助対象経費の2分の1以内
- (イ) 三田バル
予算で定めた額の範囲内

ウ 補助金の支出状況

(単位：千円)

	イベント名	平成30年度	平成29年度	平成28年度
支出額	三田あきんどまつり	800	690	730
	三田バル	1,500	1,500	1,220

(6) 勧告事項

ア 補助事業者における補助金の適正な執行について

三田市市街地賑わいイベント事業補助金交付要綱第4条において、「補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表のとおりとする。」とされているところ、一定の手続きが行われなまま補助対象とならない経費が補助対象経費に含まれていました。

また、補助金等交付に関する手引き（平成25年3月財政課）において、交付申請・交付決定は、事業着手前に行うのが原則であるとされているにも関わらず、交付申請・交付決定以前に使用された経費が含まれていました。

補助金の交付については、再度法令等に照らし合わせ、今後の適正執行について補助事業者に対して所定の手続き等を行うなど指導してください。

イ 補助事業者における源泉徴収について

所得税法第6条において「第28条第1項(給与所得)に規定する給与等の支払をする者その他第4編第1章から第6章まで(源泉徴収)に規定する支払をする者は、この法律により、その支払に係る金額につき源泉徴収をする義務がある。」とされているとともに、この給与等支払をする者については、人格のない社団・財団も含まれるとされているところ、補助事業者から同法第204条第1項第5号に規定する報酬・料金(講演者等の報酬等)を支払されているものがありました。

報酬・料金等の支払に当たって源泉徴収の遺漏が生じないよう税務署に照会等するように補助事業者に対して指導してください。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票	整理番号	年度	番号
		元	51
監査結果報告日	令和元年11月1日 監査結果報告		
対象監査	令和元年度財政援助団体等監査		
対象部署等	地域創生部産業戦略室産業政策課		
補助事業名	三田市創業支援事業補助金		
勧告事項	<p>【実績報告時における確認について】</p> <p>補助金等交付に関する手引(平成25年3月財政課)において、原則として実績報告に係る「決算書又は精算書」には、補助対象経費の支出状況が確認できる書類(領収書の写し、決算書の支出科目明細など)を添付させて実績報告の内容を審査しなければならないものとされているところ、領収書の写し等を用いての確認がなされていませんでした。</p> <p>ついては、実績報告の内容審査については領収書の写し等を用いて実施してください。</p>		
改善措置通知日	令和元年11月15日 改善措置通知		
改善措置内容	三田市補助金等交付規則に則り、実績報告・事業決算書について、補助対象事業費の内訳がわかる資料や領収書等の提出を受けたうえで補助金の額を確定するよう事務を改善いたします。		
改善措置公表日	令和元年11月27日 改善措置公表		

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票	整理番号	年度	番号
		元	52
監査結果報告日	令和元年11月1日 監査結果報告		
対象監査	令和元年度財政援助団体等監査		
対象部署等	地域創生部産業戦略室産業政策課		
補助事業名	三田市創業支援事業補助金		
勧告事項	<p>【補助事業者における実績報告について】</p> <p>実績報告時に添付されていた収支決算書（明細）中、総事業費として計上されている労務管理費及び事務所等管理費の積算根拠を確認したところ、計算誤りなどが見受けられました。</p> <p>また、同報告時に事業内容別収支決算書として、事業内容ごとに経費の精算が行われているものの、経費の計上先に誤りが見受けられました。</p> <p>適正な補助金等の執行の観点から、積算となる根拠資料の確認を行うとともに、事業ごとの収支を適切に記載するよう補助事業者に対して指導してください。</p>		
改善措置通知日	令和元年11月15日 改善措置通知		
改善措置内容	補助金交付に係る根拠資料の作成にあたり、誤りがないよう十分に確認を行うように補助事業者に対して指導します。		
改善措置公表日	令和元年11月27日 改善措置公表		

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票	整理番号	年度	番号
		元	53
監査結果報告日	令和元年11月1日 監査結果報告		
対象監査	令和元年度財政援助団体等監査		
対象部署等	地域創生部産業戦略室産業政策課		
補助事業名	三田市地域産業振興事業費補助金		
勧告事項	<p>【実績報告時における確認について】</p> <p>補助金等交付に関する手引(平成25年3月財政課)において、原則として実績報告に係る「決算書又は精算書」には、補助対象経費の支出状況が確認できる書類(領収書の写し、決算書の支出科目明細など)を添付させて実績報告の内容を審査しなければならないものとされているところ、領収書の写し等を用いての確認がなされていませんでした。</p> <p>ついては、実績報告の内容審査については領収書の写し等を用いて実施してください。</p>		
改善措置通知日	令和元年11月15日 改善措置通知		
改善措置内容	三田市補助金等交付規則に則り、実績報告・事業決算書について、補助対象事業費の内訳がわかる資料や領収書等の提出を受けたうえで補助金の額を確定するよう事務を改善いたします。		
改善措置公表日	令和元年11月27日 改善措置公表		

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票	整理番号	年度	番号
		元	54
監査結果報告日	令和元年11月1日 監査結果報告		
対象監査	令和元年度財政援助団体等監査		
対象部署等	地域創生部産業戦略室産業政策課		
補助事業名	三田市地域産業振興事業費補助金		
勧告事項	<p>【補助事業者における補助金の適正な執行について】</p> <p>三田市地域産業振興事業費補助金交付要綱第3条において、「この要綱における補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。」とされているところ、一定の手続きが行われなまま補助対象とならない経費が補助対象経費に含まれていました。</p> <p>また、補助金等交付に関する手引き（平成25年3月財政課）において、交付申請・交付決定は、事業着手前に行うのが原則であるとされているにも関わらず、交付決定以前に使用された経費が含まれていました。</p> <p>補助金の交付については、再度法令等に照らし合わせ、今後の適正執行について補助事業者に対して所定の手続き等を行うよう指導してください。</p>		
改善措置通知日	令和元年11月15日 改善措置通知		
改善措置内容	補助金交付要綱及び補助金等交付に関する手引きに照らし合わせ、補助金交付手続きの適正な執行を行うよう補助事業者に対して指導します。		
改善措置公表日	令和元年11月27日 改善措置公表		

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

	整理番号	年度	番号
		元	55
監査結果報告日	令和元年11月1日 監査結果報告		
対象監査	令和元年度財政援助団体等監査		
対象部署等	地域創生部産業戦略室産業政策課		
補助事業名	三田市市街地賑わいイベント事業補助金		
勧告事項	<p>【補助事業者における補助金の適正な執行について】</p> <p>三田市市街地賑わいイベント事業補助金交付要綱第4条において、「補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表のとおりとする。」とされているところ、一定の手続きが行われず補助対象とならない経費が補助対象経費に含まれていました。</p> <p>また、補助金等交付に関する手引き（平成25年3月財政課）において、交付申請・交付決定は、事業着手前に行うのが原則であるとされているにもかかわらず、交付申請・交付決定以前に使用された経費が含まれていました。</p> <p>補助金の交付については、再度法令等に照らし合わせ、今後の適正執行について補助事業者に対して所定の手続き等を行うなど指導してください。</p>		
改善措置通知日	令和元年11月15日 改善措置通知		
改善措置内容	補助金交付要綱及び補助金等交付に関する手引きに照らし合わせ、補助金交付手続きの適正な執行を行うよう補助事業者に対して指導します。		
改善措置公表日	令和元年11月27日 改善措置公表		

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票	整理番号	年度	番号
		元	56
監査結果報告日	令和元年11月1日 監査結果報告		
対象監査	令和元年度財政援助団体等監査		
対象部署等	地域創生部産業戦略室産業政策課		
補助事業名	三田市市街地賑わいイベント事業補助金		
勧告事項	<p>【補助事業者における源泉徴収について】</p> <p>所得税法第6条において「第28条第1項(給与所得)に規定する給与等の支払をする者その他第4編第1章から第6章まで(源泉徴収)に規定する支払をする者は、この法律により、その支払に係る金額につき源泉徴収をする義務がある。」とされているとともに、この給与等支払をする者については、人格のない社団・財団も含まれるとされているところ、補助事業者から同法第204条第1項第5号に規定する報酬・料金(講演者等の報酬等)を支払されているものがありました。</p> <p>報酬・料金等の支払に当たって源泉徴収の遺漏が生じないよう税務署に照会等するように補助事業者に対して指導してください。</p>		
改善措置通知日	令和元年11月15日 改善措置通知		
改善措置内容	報酬・料金等の支払に当たって源泉徴収の遺漏が生じないよう報酬・料金等の支払に当たっては税務署に照会等するように補助事業者に対して指導します。		
改善措置公表日	令和元年11月27日 改善措置公表		

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。